

国民年金のお知らせ

国民年金のメリット

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。厚生年金・共済年金に加入している方やその配偶者もそれぞれの制度を通じて国民年金にも加入しており、それ以外の方はご自身で保険料を納める事になります。

「年金なんてまだまだ先のこと」と思われる方もいるかもしれませんが、国民年金には次のように様々なメリットがあります。

しかし、保険料を納められないからと未納のまま放っておくと、これらのメリットが受けられない場合もあります。経済的に納付が困難な場合は免除制度もありますので、まずはご相談下さい。

◆メリット1 生涯の年金額は支払った保険料を上回ります

国民年金の老齢基礎年金は、2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が国庫負担（税金）で賄われているため、**支払った保険料を上回る給付を受けることができる**計算となっています。

◆メリット2 老後を支える終身保障

国民年金は、**生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障**であり、老後の生活をサポートします。

◆メリット3 ケガや病気、万が一のときにもサポートします

国民年金は老後の保障だけでなく、加入者がケガや病気により障害が残ったときは「**障害基礎年金**」、亡くなられたときにはその遺族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなどあなたの生活をサポートします。

◆メリット4 納めた保険料は社会保険料控除の対象

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「**社会保険料控除**」の対象となります。

◆メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、**経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。**

次回の年金相談日のお知らせ

日時 平成29年9月7日（木） 午前10時～12時・午後1時～3時

場所 福島町役場

函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の3日前までに相談したい内容を役場町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。